

我が家のお墓はどうしましょう?

..... p1~3

ネット使用中の  
「ニセ物のウィルス警告」に注意!

..... p4

編集・発行 板橋区消費者センター



# 我が家のお墓はどうしましょう?

～最近のお墓事情と「墓じまい」について～

日本葬祭アカデミー教務研究室(葬祭カウンセラー) 二村 祐輔

高齢社会の中で一番わかりにくいものが、「葬祭」に関することです。「葬祭」とは「葬儀」と「先祖祭祀」のことで、お葬式やその後のお墓参り、供養のことです。



## 1 お墓には法律があります

お墓には「墓地、埋葬等に関する法律」(通称 墓埋法)があります。私の家のお墓だからといって、勝手に移動したり、遺骨を取り出したりは出来ません。すべて届け出が必要です。また遺骨の遺棄などは刑法により罰せられますので十分注意しましょう。

## 2 お墓の種別を知っておく

お墓には様々な形式や種類があります。すでにお墓を持っている人は、家のお墓の種別を確認しておきましょう。またこれから準備しておきたい人はこれを参考にしてください。

名称	場所・所有・経営	最近のお墓の形態
境内墓地	寺院敷地内または管理地 寺院所有 寺院経営管理	区画墓地 <sup>*1</sup> 納骨堂 <sup>*2</sup> 合祀墓 <sup>*3</sup> (樹木墓) ◆寺院の宗旨宗派に従う(檀家になる)
霊園	公営(市町村)納骨には住民資格などが必要	区画墓地 芝生墓地 <sup>*4</sup> 壁墓地 <sup>*5</sup> 納骨堂 合葬墓 <sup>*6</sup> (樹林墓地など) ◆宗旨宗派による宗教的な納骨規定はないが、民営墓地などの一部には、納骨時は宗旨宗派が不問でも、納骨後は管理寺院への入檀規定がある
	民営 主に宗教法人主義で、民間会社が経営や管理を代行する	
共同墓地	墓埋法以前の既存の集落・個人墓地などで、管理は住民組合などによる	主に区画墓地 地域慣例により様々な形態や対応があるので注意。「管理者」を確認すること



境内墓地



納骨堂

- \*1 **区画墓地**=規定区画に墓石建立を伴った伝統的な形状のお墓
- \*2 **納骨堂**=家屋内や収蔵庫などに遺骨を「個別」に収藏する施設で、境内墓地以外は、安置・保管のみが原則。最近では寺院内のビル型納骨堂が人気。
- \*3 **合祀墓**=寺院境内にある「合葬墓」で、永代供養などの祭祀が伴うので合祀墓と呼ばれる。不特定多数の遺骨を「集合」埋葬。故人名などは個別に刻印されるところもある。最近では「樹木墓」などもある。
- \*4 **芝生墓地**=明確な区画はなく、芝生状の敷地に「個別」に同形式の墓石を整然と配置することで全体の景観を整えている。(低層型の墓石形状が多い)
- \*5 **壁墓地**=壁面を利用した簡易的な「個別」墓所で、板状の墓石が壁にはまっている。期間契約終了後は合葬墓に移動することができる。(期間契約の墓地)
- \*6 **合葬墓**=不特定多数の遺骨を「集合」収藏するお墓で、納骨後の遺骨の返納などは出来ない。故人名などは個別に刻印されるところもある。都営霊園では「樹林墓地」が人気。



合葬・合祀墓

### ポイント

境内墓地や永代供養墓所(納骨堂などを含む)は、募集において宗派は問わないものの、納骨後は「檀家」になることを条件にしているところもあります。納骨後の内容を十分確認してください。

## 3 お墓の使用権は誰が持っているのか？

お墓は「買えません」。区画墓地などは、「墓地」という区画の土地を買うわけではありません。そこには登記的な「所有権」ではなく、「使用権」があるのみです。

言い直せば次のようになります。

「墓地としての区画の使用権利を手に入れて、そこに石材店から購入した墓石を立て、これを我が家のお墓にした。」ということになります。

では、所有権は境内墓地であれば寺院、公営墓地であれば行政、民間霊園であれば、公益法人や企業など(場合によって名義上、寺院)という二重の権利構造があります。ですから、今あるお墓を他人に転売したり、所有者の許可なく勝手に納骨や改葬はできません。

お墓に関するトラブルも、このような認識がないために起こります。昔ながらの寺院墓地の場合は、暗黙の了解事項になっていることが多いのですが、公営・民営の霊園は、使用権を有する私たちに対して、こまかに規定・規約を設けている「墓地管理規定」があるのが普通です。そこには使用権者の名義や年間管理費の支払規定、また未納の際の使用権抹消なども記載されています。

いま一度、お墓の使用権を持っているのは誰なのかを確認しておく必要があります。

### ポイント

自分自身の「供養環境」を整理しておくこと。チェックしてみましょう。

- |  |                  |
|--|------------------|
| <input type="checkbox"/> 菩提寺境内にお墓がある                 | ◆ 菩提寺の宗旨・宗派は？( ) |
| <input type="checkbox"/> 境内のお墓はないが葬儀や法要には必ず菩提寺に来てもらう |                  |
| <input type="checkbox"/> これからも菩提寺とお付き合いをしていくつもり      |                  |
- ◎上記に  が入った人は「必ず」葬儀には菩提寺に連絡すること。
- |   |  |                                     |
|---|--|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 菩提寺ではないが付き合いのある寺院がある | <input type="checkbox"/> 年会費や護持会費を毎年支払っている |                                     |
| <input type="checkbox"/> お墓が霊園や共同墓地にある        | <input type="checkbox"/> 菩提寺はない            | <input type="checkbox"/> 「離檀」を考えている |

## 4 墓じまいを考えるときに

田舎のお墓を、今の自分の住い近くに「改葬」して、その管理や供養を容易にしたいと希望する高齢者も増えてきました。墓じまいには二つの意味があります。

- ① 墓仕舞い・・・大切なものを仕舞っておく意味での墓仕舞いです。
- ② 墓終い・・・お墓そのものを無くする、撤去することを表します。

①の場合は、お墓の移転ということになります。(改葬)

元々のお墓が区画墓地などの場合は、墓石の撤去や区画の保全処置が伴います。これにはその工事実費がかかりますので、最寄りの石材店などに見積もりを取る必要があります。また改葬先が新たな区画墓地や納骨堂など、施設によって大きく費用の差が出てきます。

②の場合は、もともとのお墓の廃墓で、遺骨は「永代供養・管理墓」(合祀・合葬)などに納めます。なかには「散骨」という方法もありますが、いずれにしても「お墓」という個別の形は消滅します。

もとのお墓に遺骨が複数ある場合、古い遺骨(習俗的には33年以降が目安)は、一部分のみ残し、あわせて「ご先祖様一同」とするなど、全体量となるべく少量にします。残りの遺骨は施設内に無縁墓や合葬墓があれば、そこに納めさせてもらうとよいでしょう。

## 5 墓じまいの手続き（改葬届）

改葬のための申請書が必要です。今あるお墓の住所地の役所に届けを提出します。

1. 改葬先の新しい墓所や納骨堂を探す（散骨の場合は、業者選択）
2. 決めたら、そこで「受け入れ証明書」を発行してもらう  
※上記は原則です。決めるまでの自宅保管や散骨などの場合はその旨を伝えます。
3. 今あるお墓の管理者（住職・霊園事務所など）から「埋葬証明書」を発行してもらう  
※お寺の場合は、「離檀」を伴うこともあるので、十分慎重に対応して下さい。
4. 今あるお墓の市区町村役場に「改葬許可申請」をする
5. 発行された「改葬許可証」を新しい墓所、納骨堂などの管理者に提出
6. 遺骨の移動と旧墓地などで墓石の撤去や敷地区画の現状復帰などをする  
※その際、閉眼供養などの法要をする場合は、お布施が必要です。
7. 改葬先に埋・収蔵など納骨  
※法要(開眼供養)などを行うことがあります。お布施が必要です。



### ポイント

お墓の様式や考え方方が多様化しています。今はなるべく次世代への負担を軽減しようとする傾向が求められています。究極には「散骨」などがありますが、すべての遺骨を散骨された人の中には、後日、祭祀対象を喪失したことで不安を抱く人もいます。そのため、一部を散骨し、一部は納骨堂などに納める人も多くいます。人生のときどきで、供養したいと思ったとき、何よりもどこかがないというのは寂しいことです。

二村 祐輔 日本葬祭アカデミー教務研究室 代表

葬祭実務に約18年間従事し、一般家庭から大規模な社葬に至るまで2千数百件の事例を体験。1996年に独立し現在に至る。関連企業の業務・営業研修や斎場ホール・納骨堂などの建立・新設に広く関与。2006年には都内専門学校に「葬祭学科」を創設。東洋大学非常勤講師。行政主催セミナーでの講演活動では葬儀やお墓・エンディングノートの専門家としてわかりやすい解説で好評。最新著書に『葬儀・法要・お墓・相続の心得事典』(池田書店)など多数。

# ネット使用中の「ニセ物のウィルス警告」に注意！

インターネットを使用中に「ウィルスに感染している」などのニセ物の警告画面が突然表示され、セキュリティソフトを契約してしまったという相談が増えています。



## 相談事例 1

パソコンでインターネットを使用していたら「ウィルスに感染した」という警告画面が突然、表示された。画面に出ていた電話番号にかけたら「すぐに対処しないと危険」と言われ、遠隔操作ソフトのインストールを指示された。クレジットカード情報の入力を求められ、セキュリティソフトの契約をしたが、あやしいので解約したい。

Warning 警告  
コンピュータウィルスに  
感染しています



## 相談事例 2

パソコンでインターネットを使用中、突然「ビーッ」と大きな警告音が鳴り、画面に「ウィルスを検出した」と表示された。画面に表示された番号に電話したら、外国人と思われる人が出て「3年間のサポート契約をするように」と言われた。不安だったので承諾して、クレジットカードで代金を払うこととした。遠隔操作で何か作業をされたが、あとで考えるとだまされたように思う。解約したい。

## 消費者へのアドバイス

- インターネットを使用中に警告画面が突然表示され、あわてて「ソフトウェアの購入」や「サポート契約」をしたが、実際にはニセ物の警告画面と思われ、不要な契約だったという相談が増えています。事業者へ連絡した際に、「パソコンの状態を確認する」「ウィルスを駆除する」などの名目でソフトをインストールするよう指示され、パソコンを遠隔操作される場合もあります。
- 事業者のホームページや事業者から届くメール等に、解約方法が書かれている場合は、それらを参考に事業者へ解約を申し出たり、クレジットカード会社に相談しましょう。契約先が海外の事業者で、解約手続きに英語が必要なケースもあります。
- 警告画面が表示されても、あわてて相手への連絡や契約をせず、ニセ物の表示と思われる場合は画面を閉じましょう。

(板橋区消費生活相談員)

## 広 告

 **シルバー会員の経験、  
知識をご活用下さい！**

こんな仕事をお待ちしています

- ◎植木・除草 ◎襖・クロス
- ◎大工・塗装 ◎毛筆あて名書き
- ◎マンション・事務所等清掃
- ◎家事・育児援助サービス
- ◎洋服のお直し・オーダー 他

◆ お気軽にお問合せください。

公益社団法人

**板橋区 シルバー人材センター**

〒173-0004 板橋区板橋2-65-6  
板橋区情報処理センター2階

**3964-0871**

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

## 板橋区消費者センター

**tel : 03-3962-3511** (相談専用)

〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

土・日・祝日はこちらへ

## 消費者ホットライン

**tel : (局番なし) 188**

以下の窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(直通あり 03-3235-1155)

土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。  
一部のIP電話、ブリペイド式携帯電話からはご利用できません。

## 板橋区消費者センター

**tel : 03-3579-2266**

〒173-0004

板橋区板橋2-65-6

板橋区情報処理センター 7階

Fax : 03-3962-3955

ホームページ

<http://www.city.itabashi.tokyo.jp>

記事に関するご意見ご要望をお聞かせください。

